

# 産業廃棄物処理行政に関する調査結果

2024年6月13日

公益社団法人リース事業協会

## 1. 調査の概要

当協会では、リース終了物件の適切な処分並びにリユース及びリサイクルを促進するため、都道府県及び政令市における（本年4月1日現在 47都道府県及び82政令市。以下、「都道府県等」とする。）産業廃棄物処理行政の実態を調査した。

## 2. 調査結果

■ 回答自治体数 47都道府県中 46道府県、82政令市中 81政令市（前年比▲2）

### （1）域外発生産業廃棄物の搬入規制の有無

	自治体数	構成比(n=127)	前年度比
<b>規制している</b>	<b>61</b>	<b>48.0%</b>	<b>▲4</b>
都道府県	31	24.4%	▲2
政令市	30	23.6%	▲2
<b>政令市の規制はないが、都道府県において規制している</b>	<b>12</b>	<b>9.4%</b>	<b>0</b>
都道府県	0	0.0%	0
政令市	12	9.4%	0
<b>規制していない</b>	<b>51</b>	<b>40.2%</b>	<b>+2</b>
都道府県	13	10.2%	+1
政令市	38	29.9%	+1
<b>その他</b>	<b>3</b>	<b>2.4%</b>	<b>0</b>
都道府県	2	1.6%	0
政令市	1	0.8%	0

規制内容	自治体数
搬入禁止	1
事前協議	40
事前届出	9
その他	11

・「搬入禁止」と回答した自治体について、「事前協議」により承認を受け、産業廃棄物の搬入が認められる場合がある。

### （2）排出事業者に対する処理業者の現地確認義務を定める条例の制定状況

	自治体数	構成比(n=127)	前年度比
<b>制定している</b>	<b>27</b>	<b>21.3%</b>	<b>▲2</b>
都道府県	15	11.8%	▲1
政令市	12	9.4%	▲1
<b>政令市として制定していないが、都道府県の条例等により現地確認を求めている</b>	<b>9</b>	<b>7.1%</b>	<b>0</b>
都道府県	0	0.0%	0
政令市	9	7.1%	0
<b>制定していない</b>	<b>91</b>	<b>71.7%</b>	<b>0</b>
都道府県	31	24.4%	0
政令市	60	47.2%	0

罰則の有無	自治体数
罰則あり	0
罰則なし	27

(3) 行政処分を受けた処理業者のホームページ公表

	自治体数	構成比 (n=127)	前年度比
<b>公表している</b>	<b>109</b>	<b>85.8%</b>	<b>▲1</b>
都道府県	42	33.1%	▲1
政令市	67	52.8%	0
<b>公表していない</b>	<b>3</b>	<b>2.4%</b>	<b>+1</b>
都道府県	2	1.6%	0
政令市	1	0.8%	+1
<b>その他</b>	<b>15</b>	<b>11.8%</b>	<b>▲2</b>
都道府県	2	1.6%	0
政令市	13	10.2%	▲2

公表内容	自治体数
許可取消し	108
事業停止命令	105
改善命令	80
措置命令	87

・「その他」の内容は、処分例がない等となっている。

(4) 太陽光発電パネルの処分に関する規制等

	自治体数	構成比 (n=127)	前年度比
<b>規制等がある</b>	<b>4</b>	<b>3.1%</b>	<b>+2</b>
都道府県	1	0.8%	+1
政令市	3	2.4%	+1
<b>今後規制する予定</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>	<b>▲1</b>
都道府県	0	0.0%	▲1
政令市	0	0.0%	0
<b>規制等はない</b>	<b>123</b>	<b>96.9%</b>	<b>▲3</b>
都道府県	45	35.4%	▲1
政令市	78	61.4%	▲2

以上



# 産業廃棄物処理行政に関する調査結果(2024年度)

【質問内容】	
<b>問1 域外産業廃棄物の搬入について</b> <input type="radio"/> 規制している (SQあり) <input type="checkbox"/> 政令市の規制はないが、都道府県において規制している <input checked="" type="checkbox"/> 規制していない <input type="checkbox"/> その他	—— (SQ) 搬入規制の内容について a. 搬入を禁止している b. 事前協議が必要となる c. 事前届出が必要となる d. その他
<b>問2 実地確認について</b> <input type="radio"/> 制定している (SQあり) <input type="checkbox"/> 政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている <input checked="" type="checkbox"/> 制定していない <input type="checkbox"/> 制定を検討している	—— (SQ) 罰則の有無について a. 罰則がある b. 罰則はない

※1 網掛けした自治体は、2024年度調査に無回答のため2023年度調査の回答を掲載している。

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入		問2.実地確認	
		(SQ) a: 搬入禁止 b: 事前協議 c: 事前届出 d: その他 規制内容の概要・備考など		(SQ) a: 罰則がある b: 罰則はない 実地確認の概要・検討内容など
北海道	<input type="radio"/>	b 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条～第30条	<input type="radio"/>	b 道内の排出事業者が1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を処分業者に委託する場合は、年1回以上確認が必要。優良業者に委託する場合は実地確認を免除。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条
旭川市	<input type="radio"/>	d 当市を含む北海道全域において、北海道が定める規定により北海道との事前協議が必要。 『旭川市廃棄物の処理に係る指導要綱』第27条 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条	<input type="checkbox"/>	△ 当市域外の排出事業者が当市域内の処理業者に処分を委託する際は、北海道が定める規定により処分の状況の確認等が義務付けられているが、当市域内の排出事業者については、確認等の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条、第39条
札幌市	<input type="checkbox"/>	△ 本市を含む北海道全域において、北海道が定める規定により北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』	<input checked="" type="checkbox"/>	× 実地確認を求めているが、札幌市において排出した産業廃棄物に係る処分を委託した事業者は適用除外とされている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』
函館市	<input type="checkbox"/>	△ 当市を含む北海道全域において北海道が定める規定により、北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条の規定	<input type="checkbox"/>	△ ・当市域外の排出事業者が当市域内の処理業者に処分を委託する際は、処分の状況の確認等を行うことが義務付けられている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条の規定 ・尚、当市の排出事業者については、上記確認の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第39条第2項の規定
青森県	<input checked="" type="checkbox"/>	× 事前協議を実施している。 『青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』に基づく	<input checked="" type="checkbox"/>	×
青森市	<input type="checkbox"/>	△ 青森県にて青森市を含めた区域で県外産業廃棄物搬入の事前協議を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	×
八戸市	<input type="checkbox"/>	△	<input checked="" type="checkbox"/>	×
岩手県	<input type="radio"/>	b	<input type="radio"/>	b 産業廃棄物の処分を受託者に1年以上にわたり継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。
盛岡市	<input type="checkbox"/>	△ 岩手県条例 『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』 『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則』	<input type="radio"/>	b ・適正処理能力確認(年1回以上) ・実地確認(年1回以上) 『盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例』第21条の6
宮城県	<input type="radio"/>	d 最終処分場に限り、最終処分業者が事前協議を行う。	<input type="radio"/>	b

【質問内容】

問3 行政処分を受けた処理業者の公表の有無について

- ホームページで公表している。(SQあり) ——— (SQ) 公表内容等について  
 ×ホームページで公表していない。  
 □その他
- a. 許可取消し  
 b. 事業停止命令  
 c. 改善命令  
 d. 措置命令

問4 太陽光発電パネルの処分にに関する規制等について

- 規制等がある (SQあり)  
 △今後規制する予定 (SQあり)  
 ×規制等はない

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分にに関する規制等		
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他						○: 規制等がある (SQあり) △: 今後規制する予定 (SQあり) ×: 規制等はない		
	(SQ) a: 許可取消し b: 事業停止命令 c: 改善命令 d: 措置命令						(SQ)		
	a	b	c	d	補足説明			時期(規制予定)	
北海道	○	○	○	○	○		×		
旭川市	○	○	○	○	○		×		
札幌市	○	○	○	○	○		×		
函館市	○	○	○	○	○		×		
青森県	○	○	○	○	○		×		
青森市	○	○	○				×		
八戸市	○	○	○	○	○		×		
岩手県	○	○	○				×		
盛岡市	○	○	○	○	○		×		
宮城県	○	○	○	○	○		×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他 規制内容の概要・備考など			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない 実地確認の概要・検討内容など		
仙台市	○	c	『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第10条	○	b	実地確認は必要に応じて行うよう規定 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第8条第2項
秋田県	○	b		×		
秋田市	△		秋田市内へ搬入する県外産業廃棄物は秋田県条例により事前協議が必要となる。 『秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×		
山形県	○	b		×		
山形市	△			×		
福島県	○	c	『福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例』	○	b	処理委託の前後で実地確認を求めている。 『福島県産業廃棄物処理指導要綱』
いわき市	○	b		×		
郡山市	○	c		○	b	委託契約前に適正に処分できるか確認し、委託後に処理状況を確認。 『郡山市産業廃棄物処理指導要綱』による指導
※福島市	○	d	処分業者に対象年度の翌6月末までに県外産業廃棄物処理実績報告書の提出を求めている。 『福島市県外産業廃棄物処理指導要綱』	○	b	『福島市産業廃棄物処理指導要綱』第7条第6項に規定
茨城県	○	b	『茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項』	○	b	委託契約を行う前に現況調査等を行うこととなっている。 『茨城県廃棄物処理要項』第12条
水戸市	○	b		×		
栃木県	○	d	最終処分(埋立)を目的とした場合のみ	×		
宇都宮市	○	d	最終処分(埋立)を目的とした場合に限り事前協議が必要。	×		
群馬県	×			×		
高崎市	×			×		
前橋市	×			×		
埼玉県	□		建設系産業廃棄物のうち、廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・廃石膏ボードを対象にした事前協議制度がある。 『埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×		
川口市	×			×		
川越市	×			×		
越谷市	×			×		
さいたま市	×			×		
千葉県	○	b	最終処分のみ事前協議が必要。 『千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』を参照	×		
柏市	×			×		
千葉市	○	b	埋立処分に限る 『千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×		
船橋市	×			×		
東京都※	×			×		
八王子市	×			×		
神奈川県	×			×		
川崎市	×			×		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令						(SQ)		
	a	b	c	d	補足説明			時期(規制予定)	
仙台市	○	○	○	○	○		×	『仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例』により、廃止後、施設のリユース・リサイクルに努め、適切に廃棄することを義務付けている。	
秋田県	○	○	○	○	○		×		
秋田市	○	○					×		
山形県	○	○	○	○	○		×		
山形市	○	○	○	○	○		×		
福島県	○	○	○	○	○		×		
いわき市	○	○	○	○	○		×		
郡山市	○	○	○				×		
※福島市	□					中核市になってから、行政処分の対象となった事例がまだ無いが、行政処分要綱を策定しており、ホームページで公表する。	×		
茨城県	○	○	○	○	○		×	環境省の『太陽光発電設備のリサイクル等に推進に向けたガイドライン(第二版)』を参考に指導している。	
水戸市	○	○	○	○	○		×		
栃木県	○	○	○				×		
宇都宮市	○	○	○	○	○		×		
群馬県	○	○	○				×		
高崎市	○	○	○				×		
前橋市	○	○	○				×		
埼玉県	○	○	○	○	○		×		
川口市	○	○	○	○	○	その都度更新	×		
川越市	○	○	○	○	○		×		
越谷市	○	○					×		
さいたま市	○	○	○	○	○		×		
千葉県	○	○	○		○		×		
柏市	○	○	○				×		
千葉市	○	○	○	○	○		×		
船橋市	○	○	○	○	○		×		
東京都※	○	○	○	○	○		×		
八王子市	○	○	○	○	○		×		
神奈川県	○	○	○	○	○		×		
川崎市	○	○					×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他 規制内容の概要・備考など			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない 実地確認の概要・検討内容など		
相模原市	×			○	b	『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例』第29条 『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則』第14条
横須賀市	×			×		
横浜市	×			×		
新潟県	○	b		○	b	
新潟市	○	b	『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第5節	○	b	『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第1節
富山県	○	d	処分場ごとの搬入計画量が一定量以上の場合、事前協議を必要としている。要綱に基づく行政指導であり、県外搬入を「規制」しているものではない。	×		
富山市	○	b		×		
石川県	○	b	『石川県廃棄物適正処理指導要綱』 『石川県廃棄物適正処理指導要綱事務取扱要領』	○	b	委託しようとするときは、必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地に確認するよう努めなければならない。委託した事業者等は、廃棄物の処理の状況を定期的に確認するよう努めなければならない。 『ふるさと石川の環境を守り育てる条例』
金沢市	○	b	『金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱』第15条	○	b	『金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例』第46条
福井県	×		事前協議が必要であるが、規制はしていない。 『福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱』第3章 『福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱運用要領』第3章	×		
福井市	○	b		×		
山梨県	×			×		
甲府市	×			×		
長野県	×		令和6年1月15日限りで『県外産業廃棄物の最終処分に係る事業計画協議に関する指導要綱』は廃止した。	×		実地確認は義務付けていないが、「排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。」と条例で規定している。 『廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第11条
長野市	○	b	最終処分目的で県外から搬入する場合に限定	×		「処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない」と条例で規定し、実地確認を義務付けてはいない。 『長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第20条
松本市	×			×		実地確認を義務付けていないが、排出等事業者は、「処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない」と条例で規定している。 『松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第11条
岐阜県	○	c		○	b	原則年1回以上。優良認定業者については、間接的な確認で足るものとする。
岐阜市	△		事前届出の義務を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』	△		原則年1回以上、優良認定業者については間接的な確認で足るものとする。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』



自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		
							(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令		
	a	b	c	d	補足説明			時期(規制予定)	
相模原市	○	○	○	○	○		×		
横須賀市	○	○	○	○	○		×		
横浜市	○	○	○	○	○		×		
新潟県	○	○	○				×		
新潟市	○	○	○	○	○		×		
富山県	○	○	○	○	○		×		
富山市	○	○	○	○	○		×		
石川県	○	○	○		○		×		
金沢市	○	○	○				×		
福井県	○	○	○	○	○		×		
福井市	○	○	○	○	○		×		
山梨県	○	○	○				×		
甲府市	○	○	○	○	○		×		
長野県	○	○	○	○	○		×		
長野市	○	○	○	○	○		×		
松本市	○	○	○	○	○		○	発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電設備等を撤去するときは30日前までに市長に届出が必要。 『松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例』第23条	
岐阜県	○	○	○	○	○		×		
岐阜市	○	○	○	○	○		×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
静岡県	○	b		○	b	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託しようとするとき(委託期間が1年以上である場合には委託後年1回以上定期的に)に当該委託に係る積替保管施設や処理施設に対して実施。ただし、優良認定事業者等の場合は免除。
静岡市	○	b		○	b	委託契約前に、委託期間が1年以上に及ぶ場合は1年に1回以上実地確認を行うこととする。また、優良認定業者に委託する場合は、インターネットでの公開情報を確認することで現地確認に代えることができる。
浜松市	○	b		○	b	・契約前おおむね3か月前以内、自動更新の場合は年1回以上実施 ・小規模事業場(産業廃棄物平均発生量が10トン未満であって、かつ、特別管理産業廃棄物平均発生量が0.5トン未満)の場合は免除。 ・優良認定業者に委託する場合は免除。 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条
愛知県	○	c	『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第8条 『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則』第4条	○	b	年1回、優良認定業者の場合は免除。 実地確認を怠った者に対する公表の規定有。 『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第7条 『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則』第3条
一宮市	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』による	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』による
岡崎市	△		事前届出が必要。 愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用
豊田市	○	c	『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』第13条	○	b	年1回以上、優良認定事業者の場合は免除。 『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』第11条
豊橋市	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』
名古屋市	○	d	産業廃棄物処分業者は事前届出が必要だが、産業廃棄物排出事業者は必要手続きなし。 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』に規定	○	b	頻度等は条例に規定はないが、年1回の実地確認及び優良認定業者の場合の免除について、市公式ウェブページ上で案内。 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』に規定
三重県	○	c		○	b	処分を委託しようとする際に行うものとし、確認した日から1年を経過した日以後、引き続き委託しようとするときも同様とする。優良認定処理業者への処分の委託については、事業者が公開している情報により、自ら確認することを可としている。
滋賀県	×			×		
大津市	○	d	年間200t以上の搬入について、最終処分場への搬入は事前協議、中間処理施設への搬入は事前届出が必要となる。	×		
京都府	×			×		
京都市	×			×		
大阪府	×			×		
大阪市	×			×		
堺市	×			×		
吹田市	×			×		立入検査時に年1回程度実地確認するように口頭で指導している。

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令						(SQ)		
	a	b	c	d	補足説明			時期(規制予定)	
静岡県	○	○	○	○		×			
静岡市	□				法に基づく命令若しくは許可の取消し又は法の規定に違反したことを理由とする告発を行ったときは、これらの内容を公表することができる。	×			
浜松市	○	○	○	○	○	×	規制はないが、『太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』に沿って処分するよう指導している。		
愛知県	○	○	○	○	○	×			
一宮市	○	○	○	○	○	×			
岡崎市	○	○	○	○	○	○	一定規模以上の太陽光発電事業における施設の撤去、廃棄に係る責任者の届出、事業終了後の報告を求めている。		
豊田市	○	○	○	○	○	×			
豊橋市	○	○	○	○	○	×			
名古屋市	○	○	○	○	○	×			
三重県	○	○	○	○	○	×			
滋賀県	○	○	○	○	○	×			
大津市	○	○	○	○	○	×			
京都府	○	○	○	○	○	×			
京都市	○	○	○	○	○	×			
大阪府	○	○	○	○	○	×			
大阪市	○	○	○	○	○	×			
堺市	○	○	○	○	○	×			
吹田市	□				事例はないが、事例が出た際は公表について判断する。	×			

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議 c:事前届出 d:その他	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
		規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など	
高槻市	×			×		
豊中市	×			×		
寝屋川市	×			×		
東大阪市	×			×		
枚方市	×			×		
八尾市	×			×		
兵庫県	×			×		
明石市	×			×		
尼崎市	×			×		
神戸市	×			×		
西宮市	×			×		
姫路市	×			×		
奈良県	×			×		
奈良市	×			×		
和歌山県	○	d	原則禁止だが、条件により搬入可能(事前協議等が必要)	×		
和歌山市	×			×		
鳥取県	×			×		
鳥取市	×			×		
鳥根県	○	b		×		
松江市	○	b	『松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱』第18条	×		
岡山県	○	b		×		
岡山市	○	b	手続きを求めるものであって、搬入を規制するものではない。	×		
倉敷市	○	b		×		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他					○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ)		
		a	b	c	d	補足説明		時期(規制予定)
高槻市	□					事例はないが、事例が生じた際は公表について判断する。	×	
豊中市	□					公表できる規定はあるが、公表した事例はない。	×	
寝屋川市	□					事例がないため公表していないが、事例が生じた際には公表について判断する。	×	
東大阪市	×						×	
枚方市	○	○	○		○		×	
八尾市	□					事例はないが、条例において公表することができる」と規定している。	×	
兵庫県	○	○	○	○	○		×	
明石市	□					行政処分の事例はないが、ホームページでの公表を予定している。	×	
尼崎市	□					環境省システムにて公表	×	
神戸市	○	○	○	○	○		○	廃止後の速やかな撤去と撤去費用の積立を義務付けている。 『神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例』 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kaihatsu/plan/pv.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kaihatsu/plan/pv.html</a>
西宮市	□					国システムで公表している。	×	
姫路市	○	○	○	○	○		×	
奈良県	×						○	『奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例』に基づく内容
奈良市	□					行政処分を行った場合、ホームページで公表を行っている。	×	
和歌山県	□					県内事業者のみわかやま県政ニュースにて公表している。	×	
和歌山市	○		○	○	○		×	
鳥取県	○	○	○	○	○		×	事案毎に排出事業者等の相談に対応。
鳥取市	○	○	○	○	○		×	
鳥根県	○	○	○	○	○		×	
松江市	○	○	○	○	○		×	
岡山県	○	○	○	○	○		×	
岡山市	□					「おかやま廃棄物ナビ」で公表している。	×	
倉敷市	□					「おかやま廃棄物ナビ(岡山県循環資源情報提供サイト)」で公表している。	×	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他 規制内容の概要・備考など			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない 実地確認の概要・検討内容など		
広島県	○	b	『県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』	○	b	事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法その他の規則で定める方法※1により、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければならない。 『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条※1『広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則』第71条
呉市	□		放射線物質に汚染され、または汚染の恐れがある場合は、事前協議が必要である。	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条の規定が適用
広島市	○	d	クリアランスレベル(放射能)100Bq/kgを超える産業廃棄物	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』
福山市	○	b	『福山市県外産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』を適用
山口県	○	c	『山口県循環型社会形成推進条例』 <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20764.html#2">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20764.html#2</a>	○	b	産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、産業廃棄物処理業者の処理施設を実地に調査するか、実地に調査している者から聴取し、その結果を記録することを義務付けている。 『山口県循環型社会形成推進条例』 <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20764.html#2">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20764.html#2</a>
下関市	×			×		
徳島県	○	b	『徳島県産業廃棄物処理指導要綱』	×		
香川県	○	a		○	b	処分施設の現状を把握するように定めているが、具体的な頻度の定めはない。 『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』にて定めている。
高松市	○	b		×		
愛媛県	○	b		×		
松山市	○	b	『松山市産業廃棄物適正処理指導要綱』	×		
高知県	○	b	『高知県産業廃棄物処理指導要綱』	×		
高知市	○	b	『高知市産業廃棄物処理指導要綱』第13条	×		
福岡県	□		県外産業廃棄物を処分する県内処分業者からの事前届出が必要。 『福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱』	×		
北九州市	×			×		
久留米市	×			×		
福岡市	○	c		×		
佐賀県	○	b		×		
長崎県	○	b	『長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱』	×		
佐世保市	○	b		○	b	事業場を定期的に確認すること。
長崎市	○	b		○	b	
熊本県	○	b		○	b	定期的に確認。優良認定業者は、免除。
熊本市	×			×		
大分県	○	b		×		
大分市	△		県外から搬入される産業廃棄物については、大分県が一括して事前協議を行う。市搬入分は、県から意見を求められる。	×		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令						(SQ)		
	a	b	c	d	補足説明			時期(規制予定)	
広島県	○	○	○		○		×		
呉市	□					不定期:現在は公表していない。	×		
広島市	○	○	○	○	○		×		
福山市	○	○	○		○		×		
山口県	○	○	○	○	○		×		
下関市	○	○	○	○	○		×		
徳島県	○	○					×		
香川県	○	○	○	○	○		×		
高松市	○	○	○				×		
愛媛県	□					ホームページに産廃情報ネットへのリンクを設けている。	×		
松山市	○	○	○	○	○		×		
高知県	○	○	○				×		
高知市	○	○	○				×		
福岡県	○	○	○	○	○		×		
北九州市	○	○	○	○	○		×		
久留米市	○	○	○	○	○		×		
福岡市	○	○	○	○	○		×		
佐賀県	○	○	○	○	○		×		
長崎県	○	○	○	○	○		×		
佐世保市	○	○	○	○	○		×		
長崎市	○	○	○	○	○		×		
熊本県	×						×		
熊本市	○	○	○	○	○		×		
大分県	○	○	○				×		
大分市	○	○	○				×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入		問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他		○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他 規制内容の概要・備考など	(SQ)	a:罰則がある b:罰則はない 実地確認の概要・検討内容など	
宮崎県	○	d	本県では、県外からの産業廃棄物の搬入を原則として禁止しているが、排出県で処分できる施設がない等、真にやむを得ないと認められる場合には、事前協議の上、搬入を承認している。また、一度搬入を承認したものについては、承認内容に変更がない場合限り、翌年度の搬入分から届出による搬入を認めている。 『宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱』	×	
宮崎市	○	d	本市では、県外からの産業廃棄物の搬入を原則として禁止しているが、排出県において処分する施設がない等、真にやむを得ない場合には、事前協議の上、搬入を承認している。 『宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱』	×	
鹿児島県	○	b		×	
鹿児島市	○	b	『鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×	
沖縄県	×			×	
那覇市	×			×	



自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		
	a	b	c	d	補足説明		時期(規制予定)		
宮崎県	○	○	○				×		
宮崎市	○	○	○	○	○		×		
鹿児島県	○	○	○		○		×		
鹿児島市	○	○	○	○	○		×		
沖縄県	○	○	○	○	○		×		
那覇市	○	○	○	○	○	内容に変更があった時に更新している。	×		